

## 京都大学医学部附属病院研修内規

[平成17年3月28日制定]

[平成28年4月7日一部改正]

[平成28年4月7日題名改正]

第1条 この内規は、医療技術者の医療技術の向上に資するとともに、地域医療機関の発展に寄与することを目的として、京都大学医学部附属病院（以下「病院」という。）における研修に関して必要な事項を定めるものとする。

第2条 別表1に掲げる者が、病院において医療技術の研修（以下「病院研修」という。）を志願するときは、病院の業務に支障のない場合に限り、研修生として受け入れることができる。

2 地域医療機関並びに看護及び介護施設（以下「地域医療施設等」という。）の要請に応じ、病院職員を派遣して、地域医療施設等において現任教育、看護管理及び看護実践支援の研修（以下「派遣研修」という。）を実施することができる。

第3条 病院研修を志願する者は、所定の申請書に、次の書類を添え、病院長に願い出て、その許可を受けなければならない。

- (1) 履歴書
- (2) 研修事項に関わる免許証、又は資格認定証の写し
- (3) 健康診断書の写し（診断日から1年以内のものに限る。）
- (4) 所属長の推薦書又は医療関係機関等の長の推薦書
- (5) その他病院長が必要と認める書類

2 派遣研修を希望する地域医療施設等は、病院看護力向上支援プログラム（以下「支援プログラム」という。）へ申請し、その決定は病院長が行うものとする。支援プログラムに関する必要な事項は、看護部長が別に定める。

3 病院長は、前2項の申請に係る許可又は決定をしたときは、所定の許可書又は決定書を当該申請者に交付するものとする。

第4条 病院研修の期間は、1年以内とする。ただし、病院長が特に必要と認めた場合は、研修期間を延長し、又は短縮することができる。

2 前項の研修期間の延長又は短縮の申請は、受入先の診療科（部）の長の同意を得たうえで、期間変更申請書により行うものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、別表2に掲げる研修プログラムの期間については、同表の定める期間とする。

第5条 病院研修の研修料の額は、研修生1人につき日額3,000円（病院研修を志願する者の住所が日本国外である場合は7,000円）とする。ただし、病院長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、別表2に掲げる研修プログラムの研修料については、同表の定める額とする。

3 病院研修を許可された者（以下「病院研修生」という。）又は派遣研修を決定された地域医療施設等は、研修期間に係る研修料を所定の期日までに納付しなければならない。

4 研修料を所定の期日までに納めないときは、研修の許可を取り消す。

5 一旦納付された研修料は、返還しない。ただし、病院の事情により、研修を行わなかった場合は、この限りではない。

第6条 病院研修の課程は、病院長が別に定める。

第7条 病院研修生は、本学の関係諸規程を遵守し、病院長が定める研修方法に従い、研修を行うものとする。

第8条 病院長は、病院研修生が前条の規定に違反し、病院の業務に支障を生じさせたとき、又は疾病その他の事故により研修の継続が困難であると認めたときは、研修の停止を命じ、又は研修の許可を取り消すことができる。

第9条 病院研修生が医療技術に係る研修を行うことにより生じたすべての診療報酬は、病院に帰属する。

第10条 病院研修生は、本人の故意又は過失により、医療過誤を生じさせた場合又は施設、設備等を損傷させた場合は、法令の定めるところにより、損害賠償等の責任を負うものとする。

第11条 病院長は、次の各号に掲げる場合には、病院研修生及び派遣研修を決定された地域医療施設等（以下「病院研修生等」という。）の同意を得ることなくこの内規を変更できるものとする。

(1) この内規の変更が、病院研修生等の一般の利益に適合するとき。

(2) この内規の変更が、病院研修及び派遣研修の目的に反せず、かつ、研修実施上の必要性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

2 前項による内規の変更にあたっては、内規を変更する旨及び変更後の内規の内容並びに変更の効力の発生日を、当該効力発生日までに相当な期間において病院ホームページへの掲示又は病院研修生等への電子メールによる通知その他の適切な方法により、周知するものとする。

第12条 この内規に定めるもののほか、この内規の実施に関し必要な事項は、病院長が定める。

附 則

この内規は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成17年11月30日から施行する。

附 則

この内規は、平成18年6月30日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成19年5月2日から施行し、平成19年4月1日より適用する。

附 則

この内規は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成24年5月9日から施行する。

附 則

この内規は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成25年9月5日から施行する。

附 則

この内規は、平成26年9月4日から施行する。

附 則

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成28年4月7日から施行し、平成28年4月1日より適用する。

附 則

この内規は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成30年6月7日から施行し、平成30年4月1日より適用する。

附 則

- 1 この内規は、令和元年9月5日から施行する。
- 2 研修期間が令和元年9月30日までに終了する病院研修については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、この内規の施行の日前に病院研修の許可を受けた令和元年10月1日以降の病院研修については、なお従前の例によることができる。

附 則

この内規は、令和2年5月7日から施行する。

附 則

この内規は、令和2年6月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和4年2月3日から施行し、令和4年1月28日から適用する。

附 則

この内規は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和5年6月1日から施行する。

附 則

- 1 この内規は、令和7年5月1日から施行する。
- 2 改正後の規定は、令和8年4月1日以後に実施する研修について適用し、同日前に実施する研修については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、この内規の施行の日前に病院研修の許可を受けた令和8年4月1日以後に実施する病院研修については、なお従前の例によることができる。

別表1 (第2条関係)

医師
歯科医師
薬剤師
助産師
看護師
診療放射線技師
臨床検査技師
理学療法士
作業療法士
あん摩マッサージ指圧師
視能訓練士
管理栄養士
歯科技工士
歯科衛生士
臨床工学技士
義肢装具士
救急救命士
言語聴覚士
精神保健福祉士
社会福祉士
医学物理士

別表2 (第4条、第5条関係)

診療科及び部門名	研修プログラム名	期間	研修料
産科婦人科	母体急変対応シミュレーションコース	1 コース	15,000 円
緩和医療科	双方向遠隔講義による在宅緩和ケア研修	1 年間	1 ライセンス (個人) 20,000 円 (団体: 30 ライセンス) 500,000 円
薬剤部	卒後研修プログラム	6 か月間	月額 34,320 円
	がん薬物療法認定薬剤師研修	8 週間	期間 110,000 円
	地域包括ケアを担うかかりつけ薬剤師養成研修	1 2 日間	期間 60,500 円
	がん治療に関わる保険薬局薬剤師研修	1 か月間	期間 107,800 円
	地域薬学ケア専門薬剤師養成研修	5 年間	1 年あたり 66,000 円
検査部	移植医療における遺伝子細胞学的検査診断	5 日間	期間 121,000 円
疾患栄養治療部	N S T 臨床研修プログラム	2 日間	期間 26,400 円

	ニュークックチルシステム実務者要請研修	1 日	15,000 円
病理診断科	病理組織・細胞診研修（免疫組織学的研修）	2 日間	期間 66,000 円
歯科口腔外科	歯科衛生士卒後研修	6 か月間	月額 22,000 円
看護部	看護力向上支援プログラム	1 単位：3 か月 （最大 8 単位）	1 単位 （交代制勤務の場合） 1,650,000 円 （交代制勤務のない場合） 1,320,000 円
手術部	手術支援ロボット教育プログラムの症例見学	1 日	1 certificate あたり 51,000 円
総合臨床教育・ 研修センター	医療に携わる教職員を対象としたオンライン学習コース	1 コース	1 ライセンスあたり （個人）6,600 円 （施設）55,000 円
	フィジカルアセスメント研修	1 日	8,800 円